

平成15年度第2回定例議会 一般質問

2003/6/23

4月に行なわれました統一地方選挙におきまして、初当選をさせていただきました久保あつこです。これから4年間、旭川市議会議員として一生懸命頑張りますので、市民の皆さま、議員の皆さま、市職員の皆さま、ご指導、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

さて、旭川市においては、今年の4月1日から 今後の旭川市の方向性を決める重要な条例である「旭川市市民参加推進条例」並びに「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」が施行されたことは、未来の新しい旭川を創るための、記念すべき第一歩であるとわたしは思っています。

「旭川市市民参加推進条例」は、内容的には、未だ論議不十分なところもあり、多くの課題を残してはいるものの、地方分権の流れの中、市民の自己決定、自己責任による地方自治を実現していくための法的裏付けとして「市民参加を制度として保障」することを目的に制定されたことは、旭川市にとって、大変意義深いことであると思います。

また、「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」は、平成11年6月に国が制定した「男女共同参画社会基本法」の中で、「男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。」と述べていることを受けて、旭川市における、より進んだ推進のための法的裏付けとして制定されたことは、合わせて旭川市にとって、非常に意義深いことであると考えます。

しかしながら、どちらの条例も、いわゆる「絵に描いた餅」にするのではなく、真の意味で実効性のある、市民にとって有効、有益な条例にしていくためには、今後、さらに、行政はもとより、市民そして市民の代弁者である議員の不断の努力が必要です。特に、「市民参加」という課題は、今までの「おまかせ民主主義」から、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、それぞれが個別の課題ごとに、試行錯誤を繰り返しながら、工夫し、三者が協力して作り上げていかなければならない課題であると思われま

この度の立候補にあたって、わたしは、市民運動の経験とネットワークを市政に活かし、旭川市における「市民参加」と「男女共同参画」を実現することを基本政策として掲げ、当選させて頂きました。

従いまして、上記の二つの条例を「絵に描いた餅」にしないためにも、行政をチェックするという議員の役割においては、「市民参加」について、政策決定に市民の意見がどこまで反映されたのか、反映させるためにどのような工夫がなされたのか等を、一つ一つの施策について検証していき、また「男女共同参画」については、市のあらゆる施策について、ジェンダーの視点をもって検証していきたいと考えています。

また、政策提案できる議員を目指すためには、「市民参加」の手法の具体的な提案、並びに、「男女共同参画社会実現」のための施策を一つ一つ具体的に提案していくことが、わたしを市議会へ送り出して下さった市民のみなさまの期待に応えることであると、重く責任を感じております。

折しも今日は、4年前の平成11年6月23日に、「男女共同参画社会基本法」が施行された記念すべき日でもあります。そこで、まずは「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」について、お尋ねいたします。

1、条例の第2章 基本的施策（基本計画）第15条に、「市長は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。」と、なっていますが、条例に則した「基本計画」の策定について、どのようにお考えですか？

2、現在、旭川市には、平成17年度までを含んだ第6次長期計画に則った「男女共同参画を目指す 旭川女性プラン」がありますが、条例が制定されたことによる施策の変更、または充実等について、どのようにお考えですか？

3、わたしとしては、条例に沿った新しい「基本計画」が策定されるまでの間であっても、緊急を要すること、または、実現可能な施策から、順次、条例にのっとって施策展開が図られるべきと考えます。

さて、DVと略称される「ドメスティック・バイオレンス」は、女性への著しい人権侵害として、早急に取り組まなければならない問題であることから、国は、平成14年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」略して「DV防止法」を制定し、「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行なわれてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行なうことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。」と明記しています。

これを受け、市の条例では、第1章 第3条（男女の人権の尊重）で、「男女共同参画の推進は、男女が、社会のあらゆる分野において、性別に起因する暴力的行為（精神的な苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）又はセクシュアル・ハラスメントを受けることなく、ともに一人の自立した個人としての尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行なわなければならない。」とし、さらに第13条（性別による人権侵害の禁止）では、「何人も、社会のあらゆる分野において、性別に起因する暴力的行為を行なってはならない。」と明記しています。

この条例において「DV防止法」より一歩進んで、暴力的行為の中に精神的な苦痛を与える行為を含んだことは、評価に値することであり、同時に、旭川市は、民間が運営するDV被害者のための緊急一時避難場所、いわゆるシェルターに対して、道内ではじめて補助金を支出してきた実績もあり、DV防止に積極的に取り組む姿勢が感じられます。

そこで、つぎのことを質問いたします。

現在、唯一の旭川市営の「母子生活支援施設」である「北星のぞみ荘」の老朽化に伴い、「北星のぞみ荘」と「トキワの森」を1施設に統合し、社会福祉法人へ移管し、「トキワの森の増改築」として整備するとの説明を受けました。

「母子生活支援施設」は、「DV防止法」第3条 第3項の規定に基づき、厚生労働大臣が定めた基準を満たす「委託一時保護所」として位置付けられており、DV被害者救済の重要な役割を果たす施設であることから、「トキワの森」の増改築と社会福祉法人への移管にあたっては、そのことに配慮した増改築と移管をお願いしたいと思いますが、どのようにお考えですか。

次に、DV被害者の抱える問題は多岐に渡ることが多く、多様、複雑な問題については、一つの機関だけで解決することが非常に難しいのが現状です。被害者の人権擁護と早期の救済という観点から、これらの問題に的確かつ迅速に対処していくためには、専門的知識、技能を有する方々をはじめ、関係機関や民間団体の緊密な連携と相互協力が必要不可欠です。

道では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」上川支庁地区関係機関連絡会議を設置し、関係機関の連携を図っていますが、年1回だけの開催など、DV被害者救済の実務に即しているとは言い難いものがあります。

そこで、旭川市において、先に述べたような機能を果たす「DV対策関係機関連絡会議」が設置されることがぜひとも必要と思います。旭川市には、先進的にDV被害者の救済と自立をサポートしている民間団体、「ウイメンズネット旭川」があり、先日、男女共同参画推進課に対して「DV対策関係機関連絡会議」設置を要望する要望書が提出されていると聞いておりますが、このような会議の設置について、どのようにお考えですか。

第2回目の質問をさせていただきます。

1、「基本計画」の策定について、「市民参加」の視点からお聞きします。

いま、理事者の方から、「基本計画の策定にあたっては、“意見提出手続き”を実施するなど市民の意見を反

映しながら策定する考えであります」とのお答えをいただきましたが、先程も述べたように「市民参加」は、それぞれの施策ごとに行政と市民が互いに工夫しながら、より効果的な手法を作り上げていかなければなりません。そこで「基本計画」策定に関して、担当部局としてどのような工夫をしていくおつもりなのかをお答え下さい。

2、現行の「男女共同参画を目指す 旭川女性プラン」については、「基本計画」を策定するまでの間、条例の趣旨にのっとり、施策の充実や新たな施策展開を考えながら、現プランを推進していきます。」とお答えをいただいたことから、緊急性のあることや実現可能である施策から、順次、条例の趣旨にのっとり、施策展開されていくものと理解しました。

そこで、「トキワの森の増改築」について、「市民参加」の視点からお尋ねします。いま、「施設の整備方針を決定後、具体的作業に着手した場合においては、DV対応機能の整備につきましては、施設の設置、運営を予定している社会福祉法人と、そのような機能を含めた施設整備の協議を進めてまいりたい」とのお答えをいただきました。

現在、DV問題は、市の保険福祉部の相談窓口はもとより、民間団体である“ウィメンズネット旭川”でも道の委託事業として被害者からの相談を受け付け、被害者救済並びに自立へ向けてのサポート業務を行なっています。

「市民参加」の精神にのっとり、「母子生活支援施設」を利用したことがある方々からの意見聴取や、サポートの当事者であるウィメンズネット旭川などの民間団体との連携、協議は不可欠であると考えますが、いかがですか？

次に「DV対策関係機関連絡会議」については、「一部局、一機関での対応では限界があり、庁内をはじめ他の関係機関、団体との連携が不可欠であると認識しているため、現在、DVや児童虐待を含めたネットワーク体制の整備に向けて庁内で協議しているところであります。」とお答えをいただきました。

実は、私の所に、保険福祉部の児童家庭課から、「旭川市子ども家庭支援ネットワークの設置について」という資料が届いています。この資料をみると、「児童虐待」と「DV」を家庭の中で起こることとして、並列的に取り扱い、「家族の中の問題」という枠組みの中で解決しようと考えているようにみえます。

しかし、「児童虐待」と「DV」は、重なり合うところもありながら、それぞれに個別の困難な課題を含んでいます。

まず、「児童虐待」においては、被害者である子どもが、加害者である親に依存しなければ生きていけない状況であるために、単に被害者である子どもと加害者である親とを分離すればいいというわけにはいかないという問題があります。しかしながら、もっとも助けを必要とする子どもをなによりも優先する視点をもって対処しなければ、時には命を失ってしまうことにもなりかねません。また、「児童虐待」の加害者は、残念ながら実母が68%という報告がありますが、ある意味では、母親が「児童虐待」へと向かわざるをえない社会的要因があることも、また、事実であり、このような母親に対する相談や支援も必要不可欠です。

次に、「DV」とは、単に身体的暴力に留まらず、経済的締め付け、脅迫行為、周囲からの隔離、性別役割の強要など、女性の生活の一部始終をコントロールし、人格を貶める言動の全てをさし、社会的に作られた性差、いわゆるジェンダーに起因する男女間の力の不均等により起こる問題です。被害者である女性を救済するには、第1に加害者である男性から分離しなければなりません。被害者である女性が、パートナーとの関係を維持するために努力すればするほど、かえって暴力がエスカレートする特徴があり、家族関係を維持しながらの被害者救済は不可能に近いものがあります。

このように、一見、家族という枠組みの中で起こっているように見えながら、被害者救済や予防も含め、真に問題を解決しようと考えたときには、単に並列的に「家族の中の問題」という枠組みの中で、家庭支援という考え方で同時に扱うことには無理があります。

そこで、わたしは、保険福祉部の児童家庭課においては、「児童虐待」と「DV」を並列的に家庭支援として

扱うのではなく、「児童虐待」にしっかり軸足を定め、子どもの人権擁護という観点から、被害者である子どもの救済と母親などへの相談と支援のためのネットワークを作っていくべきと考えます。

また、「DV」の根絶と被害者救済のためには、生活交流部の男女共同参画推進課が担当部局となり、女性の人権擁護という視点に立脚して、「子ども家庭支援ネットワーク」とは別に「DV対策関係機関連絡会議」を立ち上げるべきと考えますが、いかがですか。

第3回目の質問をさせていただきます。

1、「トキワの森の増改築」についてですが、先程も述べたように、「母子生活支援施設」は、DVの被害者はもとより、諸事情により、ひとりで子どもを養育しなければならなくなった女性にとっては、自立へと向かうまでのステップアップのための生活拠点であり、自立のための相談や援助、保育支援、就労支援という基本的機能を有する重要な拠り所であると同時に、児童虐待においても、「児童福祉施設」として重要な役割を果たしうるのは、「全国母子生活支援施設協議会」が行なったアンケート調査を基に、2003年4月に「母子生活支援施設のあり方検討委員会」がまとめた報告書でも、明らかになっています。

このような「母子生活支援施設」の機能を十分に理解し、社会福祉法人へ移管した後も、「トキワの森」がそういった機能と役割をしっかりと果たすことができるよう、市は責任をもって、法人と協議するとともに支援していくべきと考えます。

わたしは以前、離婚を決意したときに、「母子生活支援施設」、その頃は、「母子寮」といわれていた所への入所を希望しましたが、“空きがない”という理由で、断られたことがあります。入所を希望する市民が利用できないことの無いよう、これから、ますます、顕在化するであろうDVや児童虐待に充分対応しうる施設として、先を見据えた増改築をすべきとも考えます。

以上、民営化を理由に、ハード、ソフト両面共々、サービスの低下を招かないことを、くれぐれもお願いしたいと思います。

2、「DV対策関係機関連絡会議」については、「議員の指摘の趣旨を踏まえ、DV被害者の救済や自立支援などに迅速かつ適切で実効性のある組織となるよう検討してまいります。」とのお答えから、早急に立ち上げていただけるものと理解させていただきます。

また、児童家庭課におかれましては、「児童虐待」に取り組むのならば、「児童虐待の関係機関連絡会議」を設置後、「児童虐待」の早期発見と解決のための「ホットライン」を設置し、「児童虐待」と思われるケースについて、素早く対応できる、専門性と技術を持った問題解決のための実働部隊を作り上げていくことが急務であると思います。よって、このことは、「連絡会議」設置後に再度、質問させていただくことにします。

3、さて、「男女平等を実現し男女共同参画を推進するための条例」が制定されたにもかかわらず、担当部局である「男女共同参画推進課」の予算が、800万円から、540万円に減額されています。

旭川市の財政が他都市同様、困窮していることは、市民、行政、議員すべての知るところであります。事業と予算は表裏一体の関係にあり、旭川市において男女平等を実現していくことを真剣に考えるのなら、予算を減額するのはいかなるもののでしょうか。不必要な予算は大幅に削り、必要なところには必要な予算を付けていく“メリハリ”の効いた予算配分こそが、いま、求められていると思います。

そこで、市長が行政の長として議会で発言したことは、たとえ市長が替わっても、明らかな対立軸がない限り、継続するということを踏まえて、あえて市長にお尋ねいたします。

旭川市にとって、「男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」を制定した意義をどうお考えですか、また、条例に基づき、基本計画を策定し、事業展開をしていくにあたって、予算も含めて、どのようにお考えですか。